

2021年4月1日

お客さま各位

株式会社四国銀行

## ＜四銀＞教育資金贈与専用口座 「想いのかたち」にかかるご案内

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」が改正されました。変更点をご案内しますのでご確認ください。

### 1. 適用期限が2年延長

「教育資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「想いのかたち」のお預入れ期限（新規・追加預入）を2023年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預入れ期限	2021年3月31日（水）	2023年3月31日（金）

※2021年3月31日までにを行った贈与等については、今回の改正の適用対象外となります。

### 2. 贈与者(注1)がお亡くなりになった場合のお取扱いが変更

贈与者がお亡くなりになった場合に教育資金の支払いに充てられていなかった残高があれば、そのお亡くなりになった日までの年数にかかわらず、お亡くなりになった日における「管理残額(注2)」が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなして、全ての贈与に係る残額が相続税の課税対象となります。（従来は贈与から3年以内にお亡くなりになった場合に限られていました。）

ただし、以下の対象外条件に該当する場合は、相続税の課税対象から除外されます。

＜対象外条件＞

- A. 受贈者が23歳未満の場合
- B. 受贈者が学校等に在学している場合
- C. 受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 受贈者の直系尊属である父母・祖父母・曾祖父母等が対象となります。

(注2) 非課税抛出額（贈与資金の合計）から教育資金支出額を控除した残額のうち、お亡くなりになった贈与者からお亡くなりになる前に取得した「価額」に対応する残額をいいます。ただし、この「価額」には2021年3月31日以前に取得した資金は含みません。

下記の2項目全てにあてはまる場合は、管理残額が相続税の課税対象となる場合がありますので、お取引のある窓口にご連絡のうえ、ご来店をお願いします。その際、贈与者がお亡くなりになられた事実の分かる公的書類及びお亡くなりになられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、ご提出ください。当行は、お子さま・お孫さま等からの届出を受け、管理残額を算出し、記録いたします。実際の相続税申告の要否は他の遺産金額の多寡により異なります。申告が必要な場合は、管理残額をお伝えいたしますので、お問い合わせください。

- 2021年4月1日以降に、贈与者がお亡くなりになった場合
- 前記の**対象外条件（A～C）**に該当しない場合

### （3）贈与者がお亡くなりになった場合に相続税が加算されます

前記(2)で相続税の対象となり、かつ受贈者がお孫さま・ひ孫さまの場合は相続税が「2割加算」となります。

拋出時期	～2019年3月31日	2019年4月1日～ 2021年3月31日	2021年4月1日～
相続財産への加算	加算なし	お亡くなりになる前3年以内の拋出分に限り、加算あり	加算あり
相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用なし	適用あり

費用の内容やその取扱いなど教育資金及び学校等の範囲等についての詳細は、文部科学省ホームページに掲載されている教育資金及び学校等の範囲に関するQ&Aをご参照ください。  
相続税に関する詳細は、お客さまの担当税理士、または税務署までお問合せください。

※文部科学省ホームページ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)